

幼児教育・保育の無償化に伴う手続きのご案内

■対象者

クラス	必要な認定	認定を受けるための要件
3～5歳児 (H26.4.2生～H29.4.1生)	施設等利用給付 2号認定	保育の必要性があること
0～2歳児 (H29.4.2生～)	施設等利用給付 3号認定	市町村民税非課税世帯で、 保育の必要性があること

■給付上限額

月額 37,000 円（3～5歳児の場合）

月額 42,000 円（市町村民税非課税世帯の0～2歳児の場合）

■対象となる経費 利用料

※ただし、日用品、文房具、その他必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用、食事の提供に要する費用などは対象外です。

申請手続き

無償化の対象となるためには、利用開始前に、住民登録をしている市町村へ施設等利用給付認定の申請が必要です。保護者の保育を必要とする理由に応じて、町が保育の必要性を認定します。

必要書類

- 施設等利用給付認定申請書（子ども1人につき1枚必要）
- 保育が必要なことを確認する書類（以下の理由に応じて必要な書類を提出してください）

保育を必要とする理由	必 要 書 類
就労	会社勤めの人：勤務・勤務予定・育児休業証明書
	自営業の人（経営者のみ）：自営業申立書 ※確定申告書の写し（第1表、2表）の添付が必要
	農業の人：農業従事者申立書 ※確定申告書の写し（第1表、2表）の添付が必要
	内職の人：内職申立書
妊娠・出産	母子手帳の写し ※表紙と分娩予定日が確認できるページ
疾病・障がい	病気・介護・看護申立書 ※医師の診断書が必要
介護・看護	病気・介護・看護申立書 ※介護もしくは看護される人の診断書 または障害者手帳などの写しの添付が必要
災害復旧	入所理由申立書
求職活動	求職活動申立書 ※3か月以内に就職し、別途、勤務証明書の提出が必要
就学	在学証明書 ※在学校の任意様式

- 保育の必要性の確認については、父母それぞれの証明が必要です。
- 妊娠中、出産後の場合は、産前8週間、産後8週の属する月の末日までが認定期間になります。

- ・勤務証明書等の提出がない場合、または就労時間が64時間に満たない場合は求職中と同等の取り扱いとなります（認定期間3か月）。
- ・兄弟児が在園されている場合、保育が必要なことを証明する書類の提出は、一部で構いません。

給付手続き

次の2通りの給付方法があります。利用施設やサービスの内容により給付方法が異なりますので、利用施設に確認ください。

■現物給付（施設代理給付）

給付方法：給付上限額を超える部分についてのみ、利用料の支払いが必要です。

給付手続：保護者に代わって施設が町に給付手続きを行うため、保護者の手続は不要です。

■償還給付（保護者償還払い）

給付方法：施設に支払った利用料について、給付上限額の範囲内で保護者の口座に振り込みます。

給付手続：保護者が町に対して必要書類を提出、請求してください。

提出書類：㊦領収証兼提供証明書、㊧施設等利用費請求書

提出先：筑前町役場こども課（めくばーる学習館内）

書類提出期限及び支払い時期：3か月分を翌月25日支払い

4月～6月分・・・7月5日〆切、7月25日支払い予定

7月～9月分・・・10月5日〆切、10月25日支払い予定

10月～12月分・・・1月5日〆切、1月25日支払い予定

1月～3月分・・・4月5日〆切、4月25日支払い予定

※支払い予定日が金融機関の休業日の場合、翌営業日

※支払いから請求までの流れ（償還払い）

